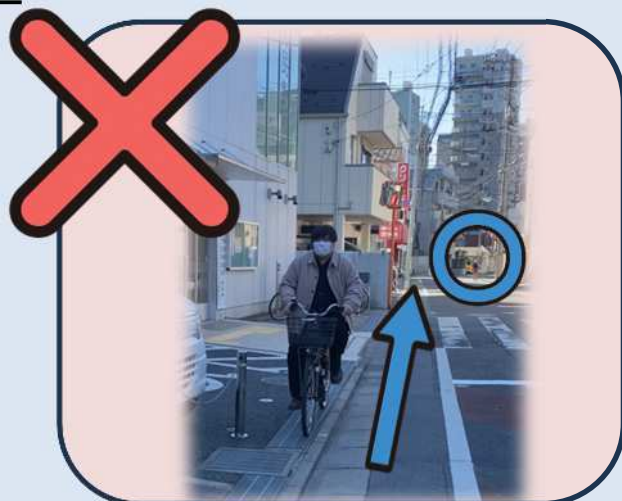


3

逆走＝車道の右側通行(反則金 ¥ 6,000)

自転車の走行時は必ず左側通行を心がけましょう！一方通行の道路も車と同じルールです。※補助標識に、「自転車除く」とあれば通行可能です。

逆走は、駐車車両等がある時や、見通しの悪いカーブで対向車から自転車が見えない時に正面衝突する危険があります。自転車は歩行者と同じルールではありませんので気を付けましょう。



4

傘さし運転(反則金 ¥ 5,000)



傘を差しての運転は、自転車のハンドルやブレーキの操作が難しくなり、バランスを崩しやすく非常に危険です。雨の日はカッパなどを着て運転しましょう。



5

歩道通行(反則金 ¥ 6,000)

自転車は「軽車両」と位置付けられ、自動車と同じ「車両」の一種です。そのため、13～69歳の方は原則、車道を通行しなければなりません。しかし、著しく交通量が多い時、道路工事中や連続した駐車車両がある場合には歩道を通行できるなど一部例外があります。

また、並走も青切符の対象となりますので気を付けましょう。

